

グローバル化のなかの北方領土問題

ーレジーム構築試案ー

皆川 修吾

Northern Territorial Issues in the World of Globalization - A Tentative Proposal of International Regime -

Minagawa Shugo

はじめに

長年の懸案となっている北方領土問題について、日ロ間外交の特徴や問題の核心を明示し、これまでの対話から実質交渉に入る環境作りと、今後の交渉に向けて課題設定の提言をすることが本稿の目的である。

太平洋戦争終結直後、ソ連軍による千島列島が占拠された。そのうち日本の領土と主張されている北方領土は 65 年の歳月を経た今なおロシアに占有されている。画定交渉指針を示した 1993 年の東京宣言以降、北方領土は未画定のままとされている。この間の国際社会は、冷戦構造の崩壊による民主化と市場経済化、9.11 テロ行動後の米国の単独行動主義、地域統合体 EU の発展、G8 や G20 による多国間主義、世界不況の引き金を引いた金融危機など、国民国家体制も、そして経済のグローバリズムも揺れ動き、軸が定まらない。情報・技術・運搬革命で時間的に小さくなった地球で、産業革命の負の側面となった環境破壊のなかで、人類は今後この地球で共生していかなければならないという認識が共有されようとしている。つまり、地球規模の共生文化を軸とする萌芽的なグローバル市民社会の誕生である。このような動きの中で、ソ連邦崩壊後、ロシア連邦がソ連邦の国際法上の継承国となり、民主化や市場経済化路線をとる G8 の一国となった。日本も冷戦構造崩壊後、とくに 1993 年以降ゆっくりと 55 年体制（自民党単独政権・官僚主導体制）が崩れ、2009 年 9 月反自民党政権が誕生した。2008 年メドベージェフ・プーチン双頭政権誕生、そして 2009 年改革指向の鳩山政権誕生を機に、本稿では北方領土問題解決に向けて提言し、これが打開の切り口になればと思っている。リアリスト論者からみれば、この提言が夢想家の「たわごと」と一蹴されるかも知れない。それを承知で、学問的に論議を呼び起こすことを期待し敢えて提言することにする。

北方領土問題の発端

1945 年 8 月 8 日、ソ連は日ソ中立条約を一方的に破棄し日本に宣戦布告した¹。8 月 9

¹ 中立条約の有効期限の約 1 年前に不延長通告をするのは違法ではないが、有効期限（1946/4/25）の前に宣戦布告するのは条約の一方的破棄である。

日樺太国境を砲撃、そして8月16日（日本は8月14日ポツダム宣言を受託し、8月15日戦争終結）千島列島最北端の占守島を砲撃、司令官樋口季一郎中将率いる第五方面軍の北千島第91師団が対戦し、死守すべく激戦区となった。日ソ両軍多くの戦死者をだしたあと、関東軍参謀総長秦彦三郎中将の介入で停戦し、8月23日局地停戦協定が成立した。ソ連軍（第2極東軍）は武装解除のため北千島91師団作戦参謀水津満少佐がソ連軍防衛区参謀長と共に軍艦で南下し、8月28日、ウルップ島までの千島列島を占拠した²。

ソ連軍は、樺太・千島が死守されたため、当初、北海道への上陸をも視野に入れていた機会を逸し、また米国の強い反対にあったため北海道上陸を断念したが³、米軍不在が確認された北方4島に兵力を集中し、8月28日から9月5日までの間に、樺太に駐屯していたソ連軍（第1極東軍）が、第2極東軍に代わって樺太から南下し択捉島、国後島に上陸し、9月5日までに色丹島および歯舞群島を占領した。ソ連政府は9月19日、北方領土（択捉島、国後島、色丹、歯舞群島）、がロシア共和国ハバロフスク地方に編入し管理され、その後1947年1月2日ソ連最高会議幹部会は「南クリール」（現在、日本が問題としている「北方領土」）をロシア共和国サハリン州に編入したとして一方的に領有宣言をした。ソ連軍の北方領土進駐は、日本軍の武装解除など戦後処理の目的でなく、17,000人の全島民を強制追放し、結果として領土拡大を実行したとみなされた。

表1 北方領土の歴史的背景と外交交渉

第2次大戦までの領土画定条約

1855（安政元年）日露通好条約（下田条約） 択捉島、得撫島の間を国境とする。

1875（明治8）樺太、千島交換条約：樺太の領土権はロシア、千島列島の領土権は日本。

1905（明治38）日露戦争後の講和（ポーツマス）条約 南樺太が日本領となる。

第2次大戦およびそれ以降の北方領土に関連する取り決めと外交交渉

- ・ 1941/8/14 大西洋憲章（英米共同宣言）：第2次大戦収拾の基本原則。「両国は領土などの増大は求めない」また「関係国民が希望しない領土の変更には賛成しない」と定めている。
- ・ 1943/11/27 カイロ宣言：日本に対する将来の軍事行動協定。（1）日本の侵略を制止し、これを罰するための戦争であり、自国のために利得を求めるものでなく、領土拡張の念を有するものでないこと。（2）暴力または貪欲により日本の略取した他の一切の地域より駆逐すること。
- ・ 1945/2/11 ヤルタ協定：英米ソ首長秘密協定。ソ連の対日戦争参加容認、1904年までのロシアの旧権利（樺太と千島列島・範囲は不明確）の回復。
- ・ 1945/4/5 ソ連から日ソ中立条約（1946/4/25日まで有効）の不延長通告
- ・ 1945/7/26 ポツダム宣言：無条件降服。
- ・ 1945/8/8 ソ連、日本に対し宣戦布告
- ・ 1945/8/28-9/5 ソ連軍北方4島を占拠。
- ・ 1951/9/8 サンフランシスコ平和条約：主権回復。第2条C項で「クリル」諸島及び南樺太放棄、「クリル」諸島の範囲不明確、ソ連は会議に参加したが条約に署名せず
- ・ 1956/9/7 米国防務省覚書：北方領土に関する公式見解。「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島および色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものである」。

²中山隆志（2001）、184-253頁

³中山隆志（2001）、117頁、200頁。トルーマンは、千島列島をソ連軍占領地域に含めることを同意したが、北海道北部の占領を拒否した。

- ・ 1956/10/19 日ソ共同宣言：国交回復、そして平和条約締結後色丹島と歯舞諸島引き渡しを規定。しかし、同宣言第9項は「国交回復後、平和条約の締結に関する交渉を継続する」としているが、領土問題を含む交渉かどうかは不明確。
- ・ 1991/4/19 日ソ共同声明：ゴルバチョフ・海部首脳会談で平和条約は領土問題の解決を含む最終的な戦後処理文書となる旨確認。ビザなし交流、政経不可分の原則放棄。拡大均衡政策：領土問題を最重要視しながら両国関係全体を均衡のとれた形で拡大させる。政府の方針「四島一括返還」から「四島一括解決」
- ・ 1993/10/13 日ロ共同宣言（俗に東京宣言）：エリツィン・細川首脳会談で4島帰属問題確認と明確な交渉指針（1.歴史的・法的事実に立脚し、2.両国間で合意上作成された諸文書および3.法と正義の原則を基礎として解決する）；新外交ルールの確定；日本外交の力量が問われる。
- ・ 1997/11/2 クラスノヤルスク非公式首脳会談（エリツィン・橋本）：「2000年までに平和条約締結」という努力目標設定。橋本政権の対ロ政策：様々な分野で協力強化する重層的アプローチと対ロ3原則：関係改善は「信頼」「相互利益」「長期的な視点」を軸に取り組む。戦術の転換：ゼロサム（政経不可分）からポジティブサムゲーム。同時に、ロシアでのエネルギー開発協力を念頭に「ユーラシア外交」を提起。「重層的アプローチ」（長期的視点から信頼醸成）と「2000年までに平和条約締結」の矛盾
- ・ 2001/3/25 イルクーツク首脳会議（森・プーチン）で56年日ソ共同宣言の有効性を文書で確認。同時に、東京宣言を被せることで交渉の対象が4島であることを再確認
- ・ 2001/10/21 上海首脳会談（小泉・プーチン）で歯舞、色丹2島の返還交渉と、国後、択捉の帰属問題の分離協議で合意
- ・ 2003/1/12 モスクワ首脳会談（小泉・プーチン）で「日ロ行動計画」採択。今後6本の柱を中心に日露関係を進展させる。1) 政治対話の深化、2) 平和条約交渉、3) 国際舞台における協力、4) 貿易経済分野における協力、5) 防衛・治安分野における関係の発展、6) 文化・国民間交流の進展
- ・ 2005/11 東京、プーチン・小泉首脳会談では北方領土問題に関する共同声明無し。日ソ共同宣言が言及していない国後、択捉両島の扱いで両国間に認識の違いがあることを示唆した。
- ・ 2005年以降も毎年、日ロ首脳会談が行われている。

日本側の領有権の主張

1. 1855年2月7日締結の「日ロ通好条約」第2条により、日本とロシア両国の国境を、「択捉島」と（その北の）「得撫島」の間と定め、クリル〔千島〕諸島の範囲が示された、そして樺太は国境を定めず両国民の混住の地とした。この条約が択捉島以南の島々が日本固有の領土であるとの主張を裏付ける根拠の一つになっている。
2. 戦時中の米英ソ間のヤルタ協定（1945/2/11）は、南樺太と千島列島をソ連邦に返還することを決めているが、秘密協定であり、日本は条約として批准をしていない（対戦中の敵国日本が批准できないのは当然であるが）。したがって、日本は同協定に拘束されない。
3. ソ連邦の対日宣戦通告文（1945/8/8）では、ソ連がポツダム宣言に加入したことを明示しているということは、カイロ宣言（表1参照）の領土不拡大の原則を認めたものと解される。
4. サンフランシスコ平和条約（1951/9/8）第2条C項で日本は南樺太および「クリル」諸島を放棄したが、「クリル」諸島には日本固有の領土である択捉、国後の両島は含まない。またソ連はこの条約の当事国となっていないので、この条約の規定を援用する権利がなく、さらに、国家間の条約は第3国に対し権利を与えないのが国際法の原則となっている。
5. 日ソ共同宣言（1956/10/19）第9項で、日本とソ連との間に正常な外交関係が回復され

た後、平和条約の締結に関する交渉を続けるとし、続いて、ソ連は日本の要望に応えかつ日本の利益を考慮して歯舞群島および色丹島を平和条約が締結された後引き渡すとしている。日本が、平和条約の締結に関する交渉の内容に未解決の領土問題（択捉、国後両島）が入るとしているのは、「松本・グロムイコ書簡」（1956/9/29）で、外交関係回復後、領土問題を含め平和条約を結ぶための交渉という合意があることをその根拠としているからである。

ロシア側の領有権の主張

1. 日本は、日ソ通好条約、千島樺太交換条約を引用しているが、日ソ戦争での日本の背信的攻撃でそれまで結んだ諸条約を破っており、これらの条約を引き合いに出す権利を自ら失った。
2. ヤルタ協定は、大国間の約束事であり守られなければならない。次の条件の下に、ドイツが降伏後2月または3月が経過したのち、ソ連は対日戦争に参加することを約して、次の事項が密約された。
 - ①1904年の日本の背信的攻撃により侵害された「ロシア」の旧権利は回復されること（つまり、樺太の南部およびこれに隣接するすべての諸島はソ連に返還されること）。
 - ②千島列島は、ソ連に引き渡されるべきこと。
3. 日本が受諾したポツダム宣言は、『日本国の主権は、本州、北海道、九州、四国のほか、われら（戦勝国）の決定する諸小島に限定される』と定めている。無条件降伏した日本には、領土権を主張する権利がない。
4. サンフランシスコ平和条約第2条C項で、南樺太および千島列島を放棄しているため、日本は領土権を主張する権利がないとともに、すでに千島列島のすべての所屬は、ヤルタ協定によりソ連に決定済みである。このことはサンフランシスコ平和会議に出席したグロムイコソ連代表の発言によっても明らかである⁴。また、同会議に出席したダレス米国代表も、第2章第2条に包含されている放棄は、厳格にかつ慎重にその降服条項を確認している。ただし、第2条C項に記載された千島列島という地理的名称が歯舞群島は含まないというのが合衆国の見解であるとダレスは当時発言している⁵。
5. 樺太に駐屯していたソ連軍（第1極東軍）が8月28日から9月5日までの間に、北方4島を占拠し、現在に至るまでこれら諸協定・条約にしたがい実効支配している。

両国の北方領土に対する主な主張がこれまで一貫しているように見えるが、第2次大戦後の日ソ両国の国内事情や国際情勢の変化により、段階的に主張が構成されてきたと推測できる。しかし、冷戦崩壊まで権威主義的な国家であったソ連では情報が管理されていたせいか、

⁴ 日露（ソ連）基本文書・資料集、99頁

⁵ 日露（ソ連）基本文書・資料集、93頁

主に日本側の情報源からそれが読み取れる。

北方領土の法的根拠はサンフランシスコ平和条約にあるが、日ロ両国は条項の解釈に隔たりのあり、それが現在でも平行線をたどっている。

サンフランシスコ平和条約第2章(領域)第2条C項

「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」。

平和条約は「千島列島」(The Kurile Islands)の地理的な範囲を定めていない。それは、放棄した千島列島の範囲の中に北方領土の一部または全てを含めるということを意味する。日本側は、平和条約にいう「千島列島」には、日本固有の領土である国後島、択捉島および歯舞群島、色丹島は含まれないと解釈している。その根拠は、歯舞群島および色丹島は当初から北海道の一部であり、国後、択捉両島は日本の領土と日ロ通好条約で画定されており、いまだかつて一度も外国の領土になっていない⁶。また、樺太千島交換条約第2条では千島列島として北方4島を除く18島の名が列挙されている⁷。

米国は、朝鮮戦争間近の冷戦下で、サンフランシスコ平和条約批准に当たったの決議において、「ヤルタ協定をソ連の利益のために承認することを、合衆国として認めるものではない」と声明している。平和会議で吉田全権は、歯舞群島、色丹島が日本本土の一部を構成するのはもちろんのこと、国後、択捉両島が昔から日本の領土だった（とくに日ロ通好条約により国境が定められた）事実について会議参加者の注意を喚起している。ダレス国務長官もポツダム降服条件が日本および連合軍全体を拘束する唯一の講和条約であると記者会見で発言したが、平和条約文は、千島列島の地理的な範囲を定めない条文で終わっている。

ダレス国務長官は、米・英・ソ首脳間のヤルタ秘密協定を冷戦が始まったとはいえあからさまに反故にすることもできず、故意に千島列島の範囲を曖昧にしたともいえる。1945年9

⁶ 日ロ通好条約は、倒幕の喧嘩とした政治情勢のもと孝明天皇の勅許が（この時代の批准は君主による条約内容の確認行為であったが）ないまま幕府大老井伊直弼の専断で条約締結に踏み切った安政5カ国（不平等）条約の一つである。朝廷は井伊直弼暗殺後もこれらの条約を認めようとはしなかったが、慶応元年（1865年）に英米仏蘭四国艦隊が兵庫沖に来航して条約勅許を求めるに及んでついに折れ、これを勅許した。明治憲法において、条約の批准は天皇の諮詢機関である枢密院による審議を経た後、条約締結権がある天皇が受諾した。これらの条約は、領事裁判権を認める、関税自主権がない、などといった不平等条約だった。このため明治維新以後は新政府の最重要課題の一つとして条約改正交渉が断続的に行われたが、5カ国条約の不平等な部分が解消されるのは、日ロ戦争後の明治44年（1911年）のことであった。田中彰（1991）16・21頁；伊藤光一（2001）35・43頁

⁷ 『われらの北方領土』（2007年）7頁。ただし、本条約正文（フランス語）ではそのように解釈できない。「このグループは以下に挙げる18島をふくむ」とあり、この18島だけが千島列島を構成しているとは言っていない。村山七郎（1987）、143-146頁；長谷川毅（2000）、21-23頁、和田春樹（1990）、48-56頁

月2日の時点で、米軍が、日本軍の武装解除のため根室まで進駐し⁸、北方領土には進駐していなかったことは、米軍の理解が北方領土を千島列島に含むと解釈していた可能性がある。サンフランシスコ平和会議でのダレスの発言通り、歯舞群島のみが日本領との理解があったのなら、単に歯舞群島に駐留する適当な場所が見つからなかったか、武装解除のため地理的にあまり意味をなさない場所と判断したのかもしれない。

外務省の西村熊夫条約局長は、1951年10月19日の衆議院平和特別委員会での答弁で、サンフランシスコ平和条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島（択捉、国後両島）の両者を含むとしているが、同時に吉田全権が会議で示した南千島の歴史的見解を政府方針としていると発言している⁹。ヤルタ協定の存在が占領下の日本政府に明らかになったとき（1946年1月29日）、日本政府は千島列島の範囲について自ら解釈し、少しでも領土の損失をなくす策を講じたと思われる。サンフランシスコ平和条約では、千島列島を放棄するとしているので、択捉、国後両島を南千島と位置づけした場合、狙いは色丹島と歯舞群島を日本領として固持することにあつたのかもしれない¹⁰。英国立公文書館に保管されている元機密文書では、吉田首相は当初、2島返還（色丹島と歯舞群島）による決着も念頭に置いていたことが明らかになった。「千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含む」とした西村熊雄条約局長の答弁は、国後、択捉両島を放棄したとの見解を示したものであり、西村氏は吉田茂首相の依頼を受けて発言したと言っている¹¹。衆議院の北海道選出議員が当初連合軍最高司令部に提出された「千島列島に含んでない北方領土案」は1947年10月の時点ではGHQおよび日本政府に却下されていた¹²。このように、日本政府は千島列島の範囲については、戦後少なくともサンフランシスコ平和条約まで、一貫した定義付けをしてこなかった。

日本「固有」の領土へのプロセス

南千島を北方領土と呼称し日本固有の領土となっていた背景には、米ソ間の冷戦構造の進展と共に日本国益の政治的対象物となり、時が経つにつれ、象徴的な戦後ナショナリズムの具現化がその返還運動にみられるようになった。

サンフランシスコ平和会議の時期を挟んでできた公的文書をみれば、少なくとも択捉、

⁸ 米軍は、現在根室市自衛隊レーダー基地となっている所に、当時既に駐留していた模様。根室市での著者の聞き取り調査（2007年6月）で検証。

⁹ 木村汎（1993）,121頁・123頁

¹⁰ Kimie HARA(1996), pp.34-41.1947年5月外務省（終戦連絡事務局総務部）からオーストラリア代表（恐らく他の連合国代表へも）に手渡されたパンフレットでは千島列島の範囲を、1855年の日ロ通好条約で日本領土と画定した南千島（択捉、国後両島）と1875年の樺太千島交換条約で日本領土と画定した北千島で構成されているとし、色丹島と歯舞群島は上記両条約に記載されていないので、日本領の一部とみなしている。

¹¹ 北海道新聞、2009/08/15

¹² Kimie HARA(1996),p.44. 連合軍最高司令部訓令第677号（1946年）3項によれば、日本の範囲から除かれる地域として「千島列島、歯舞群島、色丹島」が含まれている。日ロ（ソ連）基本文書・資料集、78頁

国後両島は千島の一部と解釈できるものが多いことが分かる。しかし、1956年の日ソ交渉が近づくにつれ、米国および日本政府の千島列島の範囲に関する解釈が「北方4島」の日本帰属を認めるようになってきた¹³。米国の千島列島の範囲をめぐる解釈が、米ソ戦勝国同士が朝鮮戦争後厳しい敵対関係になり、米国と敵対関係にあった日本が米国の同盟国になり、勢力関係が一変したなかでの公式表明であり、サンフランシスコ平和条約起草国の表明は一応法的要求の重みをもつが、条約から5年以上もたった時点での表明は政治的目的をもった表明と捉えられてもいたしかたあるまい。同条約の受託国である日本も同じ頃、米国同様の解釈をしている¹⁴。終戦直後でなくても、せめて、サンフランシスコ平和会議で、ダレス米国代表が千島列島の範囲についてこれと同じような解釈をし、しかも条文にそのように記載されていたのなら、日本固有の領土としての法的根拠をもつといえる。平和条約起草時、日本政府は、北方領土は日本固有の領土であることを示す資料を米国政府に提出していたにもかかわらず¹⁵、会議でのダレス米国代表の発言にその痕跡がない。ダレス米国代表は、ポツダム降伏条件が日本および連合国全体を拘束する唯一の講和条約であること、したがって、いくつかの連合国の間には私的な了解があったが、日本も他の連合国もこれらの了解には拘束されないと発言するにとどまった¹⁶。

1955年6月頃から始まった日ソ国交正常化にむけて、スターリン体制後、「平和共存」路線を打ち出したフルシチョフ体制と、前吉田政権の対米路線から全方位外交路線へと軌道修正を目指す鳩山政権と部分的に利害が一致し、交渉が始まった。自由党率いる吉田茂と民主党率いる鳩山一郎が合流し、55年体制が鳩山首相のもとで動き出した最初の外交交渉であったが、米国は鳩山外交路線に冷たかった。米国は、冷戦時代においては、日本がソ連と和解することなく、米国陣営に全面的に帰属し依存してくれることを望んでいた模様である¹⁷。この米国の姿勢をして、同盟国としての日本は、歯舞群島、色丹島の返還でソ連と平和条約を締結できず、「日ソ共同宣言」というかたちで鳩山政権は日ソ国交正常化のみを成就させた。鳩山内閣も、日ソ国交正常化交渉中、歯舞・色丹のみの返還では領土問題の解決にはならないと貫いたのも、米国からの圧力だけでなく、党内の権力闘争を計算しての行動であったと推察できる。日ソ間で合意した「日ソ共同宣言」の条文に「両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する」とあるが、交渉におい

¹³ 木村汎(1993)、125頁。『日ソ交渉にたいする米国覚書』(1956年9月12日公表)で米国は、「歴史上の事実を注意深く検討した結果、択捉、国後両島は(北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに)常に固有の日本の領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に到達した」と再解釈した。

¹⁴ 木村汎(1993)、127頁。森下外務政務次官は、衆議院外務委員会の席上(1956年2月11日)で「サンフランシスコ平和条約にいう千島列島の中にも両島(択捉、国後)は含まれていないというのが」日本政府の統一見解であると述べた。

¹⁵ 外務省(2007)、11頁

¹⁶ 同掲

¹⁷ 木村汎(1993)、132頁。ダレス国務長官は、日本が歯舞、色丹の2島返還で手を打ち、残りの2島である国後、択捉に対する権利を放棄する形でソ連との間に平和条約を締結するならば、米国は沖縄の対日返還の意図を再考するだろうとの「おどし」を加えたという。

て「領土問題を含む」平和条約締結交渉を継続するという条文にするかどうかで激しいやりとりがあった模様であるが、フルシチョフの強い要求で「領土問題を含む」の字句が削除された。この削除のため、ソ連は長い間日ソ間には領土問題は存在しないと主張してきたが、ペレストロイカが発端となり変革の地殻変動を起こしたゴルバチョフ政権の動きで両国間には領土画定問題があることを日ソ共同声明(1991/4/19)でお互いに確認するにいたった(表1参照)。さらに、エリツィン政権の「日ロ関係に関する東京宣言」では、北方領土問題を「歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結する」¹⁸とし、北方領土解決に向けて外交交渉の展開が期待された。1997年11月2日のクラスノヤルスク非公式首脳会談(エリツィン・橋本)では「2000年までに平和条約締結」(表1参照)という努力目標まで設定されたが、目標を達成することが出来なかった。その後、ほぼ毎年のように日ロ首脳会談が行われているが、交渉の糸口さえつかめていない。

主張の平行線

日ロ両国が主張している法的根拠につき、お互いが納得していないのが現状である。「北方領土」の領有につき日ロ通好条約の法的根拠は認めるとしても、日本国土の範囲につき定めた正統性ある条約は、現状ではサンフランシスコ平和条約である。本条約では、日本は紛れもなく千島列島を放棄している。終戦から平和会議までの米国政府および日本政府の千島列島の範囲に関する解釈は残念ながら日ロ通好条約を根拠としていない。本平和会議での吉田日本代表は「日本開国の当時、千島南部の2島、択捉、国後両島が日本領であることについては、ロシアもなんらの異議もはさまなかったのであります」¹⁹と発言しているとおおり、開国当時は、と念を押しており、しかもこれら2島は千島南部、すなわち千島列島の一部であることを認めた発言となっている²⁰。サンフランシスコ平和条約第2章(領域)第2条C項が下記の条文「日本国は、千島列島(但し、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島を除く)並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」として起草され、参加国によって批准されていたなら、日本の北方領土領有の法的根拠は疑う余地がない。

ロシアは、ヤルタ協定、サンフランシスコ平和条約をたてに、日本は「北方領土」にたいする領有権を放棄していると主張している。ヤルタ協定は秘密協定であり、しかも国連事務

¹⁸ 日露(ソ連)基本文書・資料集、286頁

¹⁹ 日露(ソ連)基本文書・資料集、112頁。

²⁰ 吉田茂発言の英文テキストは“*At the time of the opening of Japan, her ownership of two islands of Etoroff and Kunashiri of the South Kuriles was not questioned at all by the Czarist government.*” *Gaimusho joyaku-kyoku hokika, Heiwa joyaku no teiketsu ni kansuru chosho VII, p.313* .和文テキストの「千島南」は英文テキストでは「南千島」となっている。

局に国際条約として登録されていないので、国際法上法的根拠を行使できない²¹。サンフランシスコ平和条約で日本は千島列島を放棄したが、列島をソ連に帰属するとは条文中に記載されていない²²。さらに、サンフランシスコ平和会議にソ連代表は参加しているが、平和条約に署名していない。未署名の国が本平和条約の千島列島の範囲を自国利益に適う解釈をし、それを根拠に北方領土を未来永劫占拠できないと考えるのが普通である。

したがって、日ロいずれの国も、北方領土全部の領有を主張出来る法的根拠は持ちあわせていない。しかし、北方領土問題解決に向けて交渉する出発点となる2つの日ソ間共同宣言がある。一つは「日ソ共同宣言」（1956年）であり、2つめは「日ロ関係に関する東京宣言」（1993年）である。1956年の日ソ共同宣言は両国が批准を交わしており、条約と同等の法的効力をもつ重要な宣言である。東京宣言は両国が批准を交わした条約ではないが、両国の首脳間の重要な約束事である。

1956年10月19日、日ソ間で締結された共同宣言第9項：

「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする」²³。

1956年の日ソ共同宣言では、歯舞群島及び色丹島の引き渡しの手順は記されていないが、平和条約締結後これらの島の引き渡しは本宣言で約束されている。共同宣言文起草時に、日本側が主張した第9項の一部条文は「外交関係が回復された後、領土問題を含む平和条約の締結に関する交渉を継続する」であったが、激しいやりとりの後、「領土問題を含む」の字句がソ連側の要求で削除された経緯がある²⁴。しかし、1993年エリツィン大統領と細川首相が交わした東京宣言の第2項（抜粋）では、「両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する」²⁵と宣言している。本宣言で両首脳は4島帰属問題が未解決であることを再確認したこと、そして今後の外交交渉につき、明確な交渉指針（1.歴史的・法的事実立脚し、2.

²¹ 国連憲章 102 条「国連加盟国が締結するすべての条約及びすべての国際協定は、なるべく速やかに事務局に登録され、かつ事務局によって公表されなければならない。」

²² グロムイコソ連代表は対日サンフランシスコ平和条約米英草案に対する反対声明をしているなかで、千島列島に対するソ連の完全な主権を主張している。日ロ（ソ連）基本文書・資料集、108 頁

²³ 日露（ソ連）基本文書・資料集、152 頁-153 頁。

²⁴ 木村汎（1993）、135 頁。

²⁵ 日露（ソ連）基本文書・資料集、286 頁。

両国の間で合意上作成された諸文書および3.法と正義の原則を基礎として解決する)を示した宣言となっている。この東京宣言により、北方4島の帰属、すなわち日ロ間領土画定問題について解決をみないかぎり、平和条約の締結にはいたらないということである。1993年以降現在に至るまで、日ロ首脳レベルおよび事務レベルで紆余曲折の外交対話²⁶⁾は続けてきたが、2005年以降はとくに、北方領土問題に関しては外交的に具体的な対話が行われていない。その大きな理由が、両国の主張の違いは日ロ両外務省作業班が作成した『日ロ共同資料集』(1992年)にも併記されており、それ以後の政府の主張も変わっていないことによる。

これまでの北方領土問題に関する首脳間および事務レベル間の会議を総括すれば、特徴を次のように要約することができる。

1. 原理原則論で終始している。国民国家体制が誕生して以来、主権の及ぶ領土問題は国家の最重要課題となっている。国民は主権国家に対するアイデンティティをもち、その帰属意識がナショナリズムを育み、領土を愛する魂が宿る。法的根拠を背景に「北方領土は日本固有の領土である」という主張が観念的に固定化すると、イデオロギー化し、政府も、国民も、マスコミもその精神を壊すことを恐れる。「心」が傷つくからである。
2. 相互信頼の不在。北方領土が戦後60年以上も日ロ国境画定の係争地となっており、この問題を通して信頼が醸成された形跡がない。1997年11月のクラスノヤルスク非公式首脳会談で、橋本政権は様々な分野で協力強化する重層的アプローチと対ロ3原則：関係改善は「信頼」「相互利益」「長期的な視点」を軸とする今後の対ロ政策をうちだした。このうち、経済的な相互利益の展開は観察できるが、信頼については進展が緩慢である。敢えて言えば、ビザなし交流が民間レベルで若干の信頼醸成機能を果たしているだけである。信頼どころか非難の応酬が多く、これでは不信感を煽るだけである。2009年7月北方領土を「わが国固有の領土」と明記した改正北方領土問題等解決促進特別措置法(北特法)が成立したのに対し、ロシア側は猛反発し、6月24日にはロシア下院が改正案の撤回を決議し、次いで択捉島を管轄するクリール地区行政府はビザなし渡航の中止を表明(のちに撤回)した²⁷⁾。また2島先行返還で平和条約を結んでも、締結後ロシアが本気で継続交渉をするはずがないとか²⁸⁾、またロシア側も1cmたりとも余分な領土はないなどと、相手を傷つける言動は、入口で領土画定交渉を拒否しているようなものである。相互信頼がないならば、最初から国際司法裁判所へ提訴し裁定を仰ぐことも可能であったであろうが、領土問題は、日ロ間で、それぞれ異なった歴史と意味を持っているのであり、日ロいずれかに否定的な法的判断が出た場合、国民感情を傷つけ、日ロ関係をますます悪化させるこ

²⁶⁾ 「表1 北方領土の歴史的背景と外交交渉」参照。

²⁷⁾ 北海道新聞、2009/7/5。北特法は、北方四島の元島民たちを支援し、四島に隣接する根室管内の地域振興を図ることで1982年に制定された。今回の改正では、第1条に北方領土が「わが国固有の領土」であることを書き加えた。国内法で「固有の領土」と明記したのは初めて。

²⁸⁾ 安保研報告、2004/11/26、1-2頁

ともありうると考え両国とも避けていたのであろう。対話から交渉に進むには一定の相互信頼性が必要である。

3. ポジティブ・サム提案の不在。これまでの北方領土に関する両国間の対話内容は、「返す、返さない」の押し問答で終始したゼロ・サムゲームの世界での対話であった。エリツィン政権時は、どちらかと言えば、日本側の方が短期決着型の政治的解決を望み、ロシア側は長期決着型の外堀を埋めていく信頼醸成に力点をおいていたように思える²⁹。ロシア連邦誕生後、困窮しているロシアへの日本からの経済支援は同じ敗戦国ドイツと比べ比較にならないほど少なく、領土問題に関する対ロ外交は日本経済力をテコに「政経不可分」「拡大均衡」の原則を掲げ、なんらかの譲歩をロシアから力で引き出すやや高慢な姿勢をとっていたといえる。それがプーチン政権になり、ロシア国内の政治社会が徐々に安定してくるとナショナリズムの高揚や原油高による好調な経済情勢、それに日本でもロシア経済への関心が高まってくると、領土に関するプーチン政権の姿勢が短期決着型に傾いてきたように見えた。その姿勢というのは、平和条約の締結後に歯舞、色丹両島を引き渡すとした1956年の日ソ共同宣言があくまでロシア側の基本的な立場であるというものであった。原油価格の高騰で経済が強化され、日ロの立場が逆転した。プーチンは、4島を領土交渉の対象と認めた「東京宣言」への言及を避け、日ソ共同宣言に基づき歯舞、色丹2島の「引き渡し」による領土問題解決を意図しているようにも見える³⁰。小泉政権時、日本側は田中真紀子元外相と鈴木宗男議員との確執などで対ロ外交は混迷したが、鈴木宗男議員の4島の段階的返還論から4島の帰属一括確認という原則論に立ち戻りつつあった。

領土問題解決を原理原則論で交渉をスタートさせる以外に、日ロ両国の主張が島の数だけでなく、ウイン・ウイン（相互利益）の関係構築になるような提案がなされていなかった³¹。日ロ間の平和条約締結には国境線画定が前提であり、その画定交渉から始めなければならないにもかかわらず、画定に伴う両国民、とくに日本の旧島民、そしてロシアの現島民の利害を配慮せずに画定交渉に入ることは許されない³²ことであるが、両政府ともその問題は国境線画定後のことと捉えていた。結果を急ぐ日ロ両国は、今後望ましい関係を構築するうえには相互信頼を前提にした画定交渉プロセスがいかに重要であるか学んでいるはずである。

²⁹ エリツィンは彼の「北方領土問題5段階解決論」で「解決には15年以上要し、最終的に問題を解決するのは我々の次の世代である」と述べていた。日露（ソ連）基本文書・資料集、250頁。

³⁰ 2005年11月当時プーチン大統領の訪日以降、この姿勢が顕著になってきた。北海道新聞、2005/11/22；日本経済新聞、2005/11/22

³¹ これまで、とくにロシア側から4島での共同経済開発案や経済特区案などでできていたが、日本政府はロシアによる実効支配の追認につながるとして認めようとしなかった。

³² 例えば、中露国境問題が2004年10月解決したが、交渉プロセスで一部島の「共同利用」を前提にしたため画定作業が前進した経緯がある。岩下明裕（2005）、73頁

対話から交渉へ

2008年5月、プーチン政権を継いだメドベージェフ大統領は2009年9月日本の政権交代を踏まえて「平和条約の締結交渉をいっそう進めていきたい。独創的なアプローチを発揮する用意もあるし、同時に法的な範囲の中で議論を行うことも重要である。日ロ関係に新しい活を入れるときが来ており、関係を全面的に強化していきたい。領土問題を含め新たな道筋をつけるように努力したい」と表明した³³。そして、大統領は北方領土問題を「難しい問題」と述べた上で、歯舞、色丹の2島引き渡しによる決着を目指すロシアの立場と、四島の帰属確認を最優先する日本の立場との対立は「極端な立場を離れることでしか解決できない」と述べた³⁴。2008年度の世界的な金融危機と原油価格の下落で急激な経済的減速に苦しむロシアが対日戦略で変化を見せているのかもしれない。ロシアの「対日外交」は「国内対策」と表裏の関係にあり、メドベージェフ大統領も「国内には厳しい世論もあるが³⁵、鳩山政権の間にぜひ前進させたい」と述べた³⁶。「独創的アプローチ」がいかなるものか定かでないが、2009年度年次教書演説で、プーチン前政権時代の路線を修正し改革を進める決意を示した³⁷。鳩山首相も北方領土問題の現世代での最終的な解決に意欲を示したが、その道筋が描けているわけではない³⁸。ロシア同様、国内事情があり、現状では日本はまだ入り口論で止まっている。これまで北方領土問題解決に向けてとってきた両国の外交は、基本的には何も変わっていないということを認識し、発想転換が必要である。両国で折しも新体制が発足し、新大統領および新首相のリーダーシップのもと、お互いのこれまでの主張の平行線から決別し³⁹、領土画定の政治的決着に向けて以下のような包括的パッケージを日ロ外交関係の柱として、提言するものである。

1. 信頼醸成

冷戦後 20 年を向かえ、領土画定交渉に入る前、または交渉と同時に、日ロ両国の信頼醸成を図る国家目標を共同で作成し、達成のため⁴⁰お互いに協力できる環境を構築する⁴¹。新た

³³ NHK,2009/9/24;朝日新聞、2009/9/24

³⁴ 日米欧有識者会議での発言。北海道新聞、2009/09/16

³⁵ 全ロシア世論調査センターが2009年7月行った調査では日本への北方領土引き渡しに9割が反対している。ロシア国民の間で領土の返還に反対する声がこの10年間で11%増え、経済の発展に伴って強いロシアの復活を求める意識が高まっている。NHKニュース、2009/07/25

³⁶ 朝日新聞、2009/11/16

³⁷ 北海道新聞、2009/11/13

³⁸ 北海道新聞。2009/9/24

³⁹ 「北方領土問題に関する国際法問題、あるいは歴史問題については、専門家の間では既に議論し尽くされている。両国の認識は異なっており、議論は平行線となっている。問題解決のためには、最終的には両国首脳政治的決着以外にない」袴田茂樹、『安保研報告』2009/6/25、5頁。又、日本の某外交官は「実質的な議論は1995年までに尽くしている。両国は自分の主張の正しさを証明しようと塹壕を深く掘り合うだけで立場は接近しなかった」日本経済新聞、2005/12/27。

⁴⁰ 木村汎(1993)、「領土問題解決を、日ロ両国のより大きな国家目標の達成ひいては全世界の平和と安全という高次な目標を達成するための有効な手段としていちづける」、212頁。岩下氏も中ロ領土画定交渉は「双方の長期的、巨視的な利益を考慮した上での政治的な取引であった」と述べている。岩下明裕(2005)、63頁。

⁴¹ 日本の元ロシア大使東郷和彦氏は北方領土を国益の視点から、「真の国益は、総合的な観点から、あらゆる要素を勘案し、最善と考える均衡点をさぐることにある」という含蓄のある意見を述べている。東郷和

に国家目標を作るまでもなく、すでに2003年の「日ロ行動計画」(プーチン・小泉)があり、「日ロ行動計画」が発表された後、行動計画に掲げた6つの柱のなかの1つが「平和条約の締結」であった。北方領土画定問題を最優先課題と位置付けていなかったため、ロシア側に対外交における北方領土問題(すなわち国家主権と国家の尊厳に関わる基本的な立場)を放棄しても、日ロ関係を推進しようとする政策に転換したという間違ったメッセージを送った「行動計画」であると返還運動関係者らから批判されていた⁴²。日本では低く評価された行動計画であったが、信頼醸成のためにはこのような包括的な行動計画をたてるのが望ましく、今後、より高次の協力体制を両国の専門家を交え検討し、新行動計画構想を推進させるべきである⁴³。

2. 領土画定後の島の将来構想

領土画定交渉で少なからず影響をあたえるであろうと考えられるのが、領土画定後の島のあり方である。どのような島に発展させるかは主権国家の政策如何であるが、4島の領有区分の問題をひとまず置いておいて、島の将来についてお互いに共有できるレジームを構築することを視野に入れ、画定交渉を進めることも可能である。日ロ両国は、北方領土における期待(例えば、経済の相互依存)が収斂するような明示的または暗黙的な原則、規範、規則、および意思決定手続きを予め決めておき、2国間協調を促進するようなレジームを形成することである⁴⁴。言い換えれば、レジーム形成が日ロの政治行動(画定交渉も含む)を協動的に変化させようということである。日ロ間の相互理解および相互信頼のうえになりつつレジームの形成および存続は共通の利益を求める限り可能である。レジーム形成構想(表2)は、著者が17年前(1993年7月)領土返還後の諸問題の解決策として北方領土をロシア極東の経済発展に貢献できるような将来構想⁴⁵を示したものを素案にし、ここに再編したものである。現状では最終的な領土画定は予想もつかないが、このレジーム構想は将来主権がおよぶ島に対して別々に施行されるにしても、北方領土全域におよぶ構想である。構想理念は超国家的であり当該島民だけの福利にとどまらず、北太平洋地域の国際環境に見合う新しい価値体系を導入することを目指している。

3. 東京宣言が出発点

日本は理念化した「固有の領土」論で北方領土返還それ自体を自己目的化せず、「法と正義」論で東京宣言を今後の交渉の出発点とすること。つまり、領土画定の係争地は択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島であることを再確認し、日ロどちらがこれらの島を領有(主権行使)

彦(2009)239頁。

⁴² 産経新聞、2004/3/9。

⁴³ ロシアのボロダフキン外務次官(アジア太平洋地域担当)は、日ロの協力拡大が可能な分野として経済協力のほか、大量破壊兵器拡散防止や北朝鮮核問題などを挙げ「日ロは近い将来、両国関係を積極的に建設的な政治対話の特徴とする新たな質の高さに引き上げる可能性を持っている」と指摘している。北海道新聞2009/11/13

⁴⁴ Krasner(1983)

⁴⁵ 皆川修吾(1993)

するかは交渉次第である。歴史上ある時点でこれらの島の幾つかは「固有の領土」であったかもしれないが、現在は日ロいずれも確たる法的根拠もなく、第2次大戦以降、日ロ間の平和条約締結がされないまま、ロシアによる戦後処理が解除されず、これらの島はロシアに実行支配され現在に至っている。したがって、画定交渉の中心は両者の政治的決断であり、その材料となるのがこのレジーム形成構想（表2参照）である⁴⁶。

表2 北方領土レジーム構想

1.北方4島全域を非武装地帯とし、平和と安全保障確立の象徴とする。
2.第2次世界大戦終了時までの旧居住者（日本の場合）または現居住者（ロシアの場合）の權益（居住権、土地家屋などの残地財産、旧漁業権、4島周辺海域の漁業權益）については国がこれを適正に補償し、以後個人の權益については消滅させる。引き渡された島はすべて国有地とし、個人の利用に対してはリースもしくは賃貸によって貸し付けるものとする。この場合、市民権を取得した居住者を優先する。
3.引き渡された島の地域を特別立法による特別地域とし、国の直轄地域とする。その整備発展とともに行政主体を当該地域自身の自治体に移管する。外国人は日本もしくはロシアが定めた出入国管理法に従い入国し、5年以上の居住、定められた一定の技能（日本語またはロシア語検定も含む）を有すると認められたものは市民権取得の申請ができる。
4.市民権は5年以上居住している現ロシア島民、元日本島民と2親等以内の者、それにアイヌ民族と判断される者は無条件に取得できる。その他の日本人もしくはロシア人は領土画定後5年以上居住していることを条件とする。市民権を得て成年に達した者は参政権をはじめとする基本的な権利を取得する。市民権は当該特別地域内についてのみ保障される。
5.開発構想は現実的・基礎的な生活環境の整備を第1義と考え、これをベーシックプロジェクトとして都市計画や土地開発計画に沿って整備していく。平行して開発の推進力となるリーディングプロジェクトを設置するが、その最も主要なプロジェクトは北方4島の手つかずの自然を乱開発から保全する一方、「職・住・遊・学」の機能をあわせもつ自然の中の快適都市、すなわち「人間サンクチュアリ」を計画的に創出する。
6.FTA（自由貿易協定）もしくは経済共同体設置を北方領土地域協定の内容とする。「持続可能な発展」の理念のもとに、北方4島の自由貿易ゾーン（経済特区）構想 ⁴⁷ 、日ロ共同経済開発構想 ⁴⁸ などをとりあげ実施する。経済共同体構想は国境を越えた協力が次々に他の分野での協力を必要とさせる新機能主義に基づいている ⁴⁹ 。

⁴⁶ レジームの形成、存続、効果（リアリスト的な国際関係の見方に対して、国家は、北方領土圏を国際公共財として合理的にみなしうとする新自由主義制度論に基づいている）

⁴⁷ 佐伯北大総長案、2009/09/09 北海道新聞

⁴⁸ ロシアのプリマコフ元首相案、北海道新聞 2009/10/30。第6回日ロフォーラムでボロダフキン外務次官は4島での「実体のある大規模な経済協力」の可能性を指摘、水産加工やインフラ整備などを例として挙げた、北海道新聞 2009/10/4

⁴⁹ Ernst B. Haas(1964)。この新機能主義に基づいて設立された欧州経済共同体(EEC ローマ条約 1958/1/1 発効、のちの欧州共同体 EC、そして現在の欧州連合 EU)

おわりに

これまでいかなる国家間領土交渉においてもこのような試案（レジーム形成構想）を解決案として提示されたことはないであろう。多くの者がこの試案を非現実的と言うかもしれない。著者は日ロいずれの国が交渉の結果 100%（4 島全てを）領有できる可能性がないことを前提として本試案を提示している。法的根拠に基づく決断から政治的決断へ導くにしても、決断する根拠が必要である。お互いの国民感情を中和し、物理的な国益の充足から両国民のより高次の心理的な充足へと導く試案である。同時に、現居住島民（旧島民および将来の島民も含む）の利益に配慮した提案である。レジームの形成、存続、効果構想は、リアリスト的な国際関係の見方ではなく、日ロ両国が北方領土圏を公共財として合理的に機能させる新自由主義制度論に基づいている。

しかし、共有レジーム構想には以下のような条件を満たしていかなければならない。

1. 解決に前向きな姿勢を見せるため、相手に攻撃的な措置をとらない。2009年11月、日本政府が北方領土について「ロシアが不法に占拠している」との答弁書を閣議決定したことにロシア側から「日本側がその行動の結果、生じた状況からしかるべく結論を導き出すよう期待する」という抗議を受けた⁵⁰。交渉の糸口を模索している段階で、日本政府がなぜこれを閣議決定しなければならないか不可解である。強気の姿勢をみせる国内向けとはいえ、このような公的な決定は、従来通り、外交交渉の入口で芽を摘んでしまうことになる。外交には、名を売って実をとるやり方もあるのではないか。
2. レジーム形成のような構想をリーダーが描いていても、これまでの呪縛から脱却しない限り、初めからリーダーシップが執れない状態になる。呪縛からの解放は政治的コスト、意識変革、人材養成などの要件を満たし、リーダーは戦術と戦略を図り、強い意志で実施する組織力を必要とする。すでに、ミイラ取りがミイラになってしまった状態にいるようにもみえ、このままではほとんど前進しない⁵¹。
3. レジーム形成については、北方領土に国民が居住していない日本側の方が受け入れやすく、反対にロシア島民は現状でも利害関係の中で生活しているだけに調整に時間を要するであろう。レジームに沿った産業を開発すれば、資本、経営、技術、労働力、生活環境などの調整を当然しなければならず、理念や経済の論理、それに法整備だけで進めることはできない。レジーム形成過渡期、北方領土内でも異なる主権のもとに居住する島民が日ロ経済共同開発に参加していく場合、彼らの価値観の変容やアイデンティティの問題も克服しなければならない。日本人の場合は、レジーム理念に共感を覚える者のみが移住すればよく、政府も比較的産業開発等がしやすい。
4. レジーム形成につき日ロ両国民からの支持をとりつけなければならない。国益から地球

⁵⁰ 2009/11/26 日本経済新聞

⁵¹ メドベージェフ大統領は北方領土問題を「難しい問題」と日米欧有識者会議で述べた発言。前掲、北海道新聞、2009/09/16

益へのパラダイムシフトを必要とし、政治リーダーが将来構想を国民に示す必要がある。この構想が、ロシアの場合ゴルバチョフ政権以降の外交理念となっている全人類的な価値体系を敷衍させること（ロシアの国益を害さない形で）を目標とし、最近では、アフガニスタンやイラク紛争時も国連主導の積極的な外交姿勢を示し国際社会でのロシアの存在感をアピールした。日本にとっても、グローバルな市民社会形成にむけてリーダーシップをとる一步を踏み出すことであり、HAVING から BEING へと「生き甲斐」の変容を経験している日本国民にとってそれほど違和感を覚えないし⁵²、世界平和への希求のシンボルとして、このレジーム形成に多くの国民が賛同するであろう。レジーム形成は両国にとって色々な可能性を世界に提供できる政策であると認識し、この認識を両国民が共有できれば、両国間の政治的摩擦は少なくなるであろう。

5. レジーム形成の要件（表2参照）全てでなくてもその幾つかが両国間協定により受け入れられ、その後、段階的に発展していく可能性さえ残しておけば心理的に組みしやすい。北方4島がいかに領有区分されても、北方領土での両国間相互協力は欠かせない。それぞれ異なる主権のもとで、しかし共通の理念のもとに個々にレジームが運用され、そのプロセスで各層の協調的なコミュニケーションを求め合い、全島民が共同体意識を持ち、経済社会の安定が図られれば、いろいろな発展可能性が将来考えられる。

メドベージェフ大統領が言及した領土問題解決への「独創的なアプローチ」として、日本がこのようなレジーム形成構想を持ちかけ、領土画定の交渉に入ることを期待したい。国境画定交渉は、中ロ国境交渉同様「やれるところから先にやる」⁵³ことである。

参考文献

外務省（2007）『我らの北方領土』資料編

『日露（ソ連）基本文書・資料集』（2003）、ラジオプレス

『日露間領土問題の歴史に関する日本国外務省とロシア連邦外務省の共同作成資料』（1992年）

千島歯舞諸島居住者連盟（1988）、『北方領土と千島連盟のあゆみ』

秋月俊幸（1994）、『日露関係とサハリン島』

岩下明裕（2005）、『北方領土問題』中公新書

木村汎（1993）、『日露国境交渉史』中公新書

東郷和彦（2009）、「ナショナリズムの衝動では領土問題は解決しない。要諦は均衡点を探ること」、『日本の論点』、文藝春秋編

中山隆志（2001）、『1945年夏最後の日ソ戦』中公文庫

佐瀬昌盛（2007）、『領土と国境』北方領土問題対策協会

⁵² 内閣府が行った北方領土に関する世論調査によると、20代では7割が「聞いたことがない」と答え、若い世代ほど関心が低いことをうかがわせている。NHKニュース、2008/12/06

⁵³ 岩下明裕（2005）、69頁

- Ernst B. HAAS(1964), *Beyond the Nation-State: Functionalism and International Organization*,
- Kimie HARA (1996) ,*JAPAN-USSR/RUSSIA FOREIGN POLICY DECISION MAKING DURING THE POST WAR ERA: THE NORTHERN TERRITORIES 'PROBLEM AND THE SUMMIT MEETINGS IN MOSCOW AND TOKYO*, Doctorate Dissertation, The Australian National University.
- Stephen D. KRASNER ed. (1983), *INTERNATIONAL REGIME*, Cornell University Press
- 村山七郎 (1987)、『クリル諸島の文献学的研究』8月号
- 和田春樹(1990)、『北方領土問題を考える』、岩波書店
- 長谷川毅 (2000)、『北方領土問題と日露関係』、筑摩書房
- 皆川修吾 (研究代表者) (1993)、『北方四島将来構想に関する基礎研究』 総合開発研究機構(NIRA) 研究報告書 NO.930022
- 釧路公立大学地域経済研究センター研究報告書 (2001)、『ロシア人との共生による望ましい地域社会の形成に向けて』 北海道開発協会
- 北海道新聞 (2009/08/15)、「吉田元首相「2島返還を」*平和条約締結前年*駐日英大使と会談*英の保管文書で判明」
- 田中彰 (1991)、『体系・日本歴史 5 明治国家』、日本評論社
- 伊藤光一 (2005)、『憲法と日本のあゆみ・明治大正』、日本専門図書出版